

(最高裁判所事務総局民事局)

民事訴訟フェーズ3に向けた 準備の手引

凡 例

mintsを利用した
手続の全体図

フェーズ3後の
法廷機器等の概要

00

mints
アカウントの
登録

01

訴えの提起
(電子申立て等)

02

手数料の
電子納付

03

訴状等の送達

04

被告代理人
の応訴

05

期日等

06

証拠の提出

07

人証調べ

08

電子判決書

09

執行手続

10

当事者間秘匿
の申立て

11

その他
留意事項等

「改正民訴法」

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法（平成8年法律第109号）

「改正民訴規則」

民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和6年最高裁判所規則第14号）による改正後の民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）

「識別符号規則」

民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和6年最高裁判所規則第15号）

「改正民執法」

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）による改正後の民事執行法（昭和54年法律第4号）

「改正民執規則」

民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和6年最高裁判所規則第14号）による改正後の民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）

「改正費用法」

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）

「改正費用規則」

民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和6年最高裁判所規則第14号）による改正後の民事訴訟費用等に関する規則（昭和46年最高裁判所規則第5号）

「mints」

民事裁判書類電子提出システム

「督オン」

支払督促事件のうち定型的な処理が可能なものについて、インターネットを利用して申立てや照会等の手続を行うことができる督促オンラインシステム

改正民訴法全面施行後に、**原告から委任を受けた訴訟代理人が訴えを提起し、被告に対する訴状送達後に、被告が訴訟代理人に委任し応訴した場合**におけるmintsを利用した民事訴訟手続の基本的な流れ



mintsアカウントの登録



[操作マニュアル 8頁](#)

- 改正民訴法の下で電子申立て等をするためには、mintsアカウントを取得する必要（識別符号規則に基づく当事者等識別符号及び暗証符号の取得）
- 裁判所から送信される招待メールに沿って、必要事項を入力し、サインアップ
- 弁護士会等の発行する身分証明書等による本人確認・資格確認



訴えの提起（電子申立て等）



[操作マニュアル 30頁](#)

- 訴訟代理人等は電子申立て等が義務化
- メールアドレス（当事者等識別符号）及びパスワード（暗証符号）を入力しmintsにサインイン
- mints上の新規申立一覧画面から新規申立てフォームを利用して電子申立て
- 新規申立てフォーム上で、被告側の代理人となる見込みのある弁護士等についての情報を届出



- 「提出」ボタンを押すことで訴えの提起が完了
- 裁判所が当該訴えを令和8年第〇〇号事件として立件

- 裁判所がmints上に作成した令和8年第〇〇号事件の事件情報（以下「当該事件情報」という。）に原告訴訟代理人を関連付け
- mints上の当該事件情報の記録一覧画面に、データ（証拠説明書、書証の画像情報や電磁的記録の複製等）をアップロード（PDF形式、MP4形式、MP3形式、JPEG形式、PNG形式）



手数料の電子納付



[手数料一覧表](#)

- 申立手数料は、郵便費用と一本化され、現金納付（ペイジー）する必要
- mints上の手数料納付情報一覧画面で確認できる納付情報（ペイジーの納付番号等）を利用

00

01

02



訴状等の送達

📄 出力書面による送達

- ✎ 原告は、被告に対して訴状等を送達するために、mintsの当該事件情報の記録一覧画面にアップロードされたデータ（訴状・証拠等）をダウンロード・印刷して、出力書面を作成し、裁判所に提出



システム送達

訴状送達前に被告に訴訟代理人が就いた場合や被告がシステム送達を受ける旨の包括届出をしている場合などにはシステム送達が選択されることも考えられる。

03



被告代理人の応訴

🔍 [操作マニュアル 86頁](#)

- ✎ 被告から委任を受けた被告訴訟代理人が、自身のmintsアカウントでサインインし、招待キー入力画面で、被告に送達された訴状等に同封された招待キーを入力して、mintsの当該事件情報に関連付け
- ✎ mints上の当該事件情報の記録一覧画面に、データ（委任状、システム送達を受ける旨の届出、答弁書、書証の画像情報、電磁的記録の複製等。PDF形式等）をアップロードして提出
- ✎ mintsの当該事件情報に準備書面等がアップロードされると、裁判所・他方当事者に通知（相手方がシステムを利用している場合には、この通知をもってシステム直送となる。）

04



期日等（弁論、弁論準備、書面による準備手続等）

- 📄 期日にリアルで出頭する場合、mintsの閲覧等のため自らのPC等を持参（※裁判所に整備される法廷機器は「[フェーズ3後の法廷機器等の概要](#)」を参照）
- 📄 期日等にウェブ会議の方法で参加する場合にはTeamsを利用
- 📄 定められた準備書面等の提出期間を徒過して提出した場合の説明義務が新設

05



証拠の提出

🔍 [証拠説明書の書式\(予定\)](#)

- 📄 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出が新設
- 📄 各証拠申出の前に、書証の場合には書証の画像情報（PDF形式）、電磁的記録の場合には電磁的記録の複製（PDF形式等）をそれぞれ電子提出する必要
- 📄 書証と電磁的記録の各証拠番号は通番として付し、各ファイル（PDF形式）の右上に表記する必要
- 📄 証拠説明書は、電子証拠説明書と兼ねて作成し、電子提出する必要
- ✎ 各証拠申出の前に提出を要する書証の画像情報・電磁的記録の複製及び証拠説明書は、mintsの当該事件情報の記録一覧画面からアップロード

06



人証調べ

- 📁 mints上の電磁的訴訟記録を前提として人証調べを実施
 - ※ 文書等を証人等に示す場合には、紙媒体を提示する方法やデータを提示する方法（画面共有機能等）などによることが考えられる。
- 📁 ウェブ尋問の要件が見直され、証人等の出頭場所も裁判所以外にも拡大



電子判決書

- ✍️ 電子判決書は、言い渡し後速やかにmintsにアップロードされ、システムを利用する当事者にシステム送達を実施
- ✍️ 控訴期間は、mints上の当該事件情報の記録一覧画面の電子判決書を閲覧した時点、ダウンロードした時点又はシステム送達の通知の日から1週間を経過した時点のいずれか早い時点から進行



執行手続

- 📁 強制執行の申立ては、書面をもってする必要があるが、電子判決書等の記録事項証明書（債務名義）の提出については、事件特定情報（改正民執規則15条の2）の提供をもって代えることができる（改正民執法18条の2）。
- 📁 債務名義等に係る事件が改正民訴法の適用される事件であった場合、執行文付与の申立てをするとき、訴訟代理人等には電子申立て義務がある。
 - ※なお、この場合、電子執行文は電子判決書等に併せて記録され、申立人には交付されない。
- ✍️ mintsの新規申立一覧画面から申立て（※督オン利用事件は督オンから申立て）



当事者間秘匿の申立て

- 📁 住所、氏名等の秘匿の申立て（改正民訴法133条1項）は、電子申立て可能
 - ✍️ mintsの新規一覧画面又は当該事件情報の記録一覧画面からアップロード
- 📁 秘匿事項届出書面（改正民訴法133条2項）は、書面により提出する必要（FAXによる提出は不可）



その他留意事項

- * 各種申立て等とmintsによるデータの提出場所との対応関係
- * 旧法適用事件と新法適用事件の区別に関する留意事項
- * デジタル化される手続の概要

07

08

09

10

11

フェーズ3後の法廷機器等の概要



【訴訟代理人において準備すべき機器等】

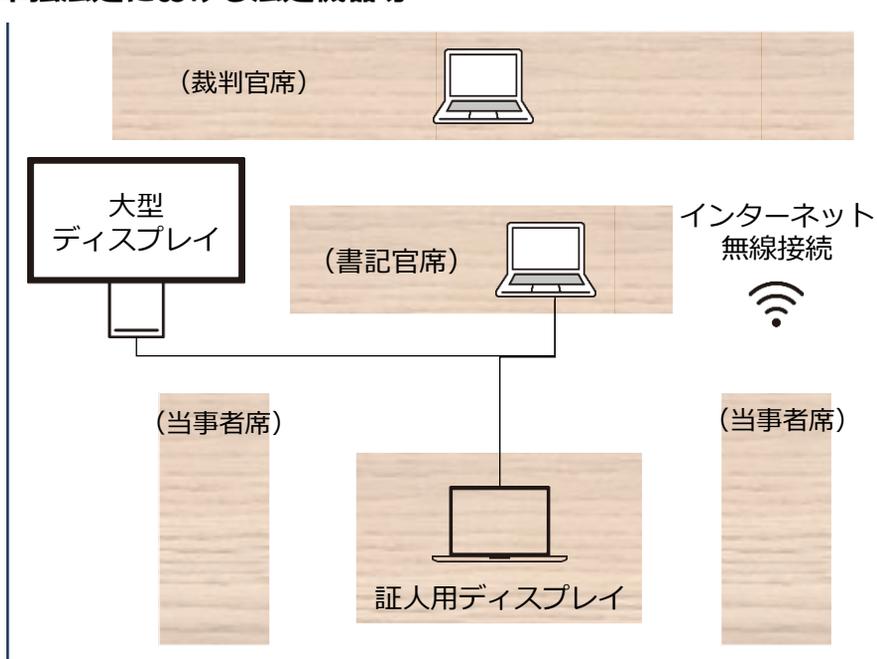
モバイルPC等

法廷や弁論準備手続室等において、電磁的訴訟記録等を閲覧したり、ウェブ会議に参加したりするためには、**私物のモバイルPC等を用意し、裁判所に持参する必要**がある。

※ 当事者用ディスプレイに接続するためにはHDMIケーブル又はUSB-Cケーブルに対応している必要
(HDMIケーブル又はUSB-Cケーブルは裁判所側で準備)

【裁判所に整備される法廷機器等（単独法廷・合議法廷）】

単独法廷における法廷機器等



大型ディスプレイ

65型又は55型のディスプレイで、当事者や傍聴人にウェブ会議参加者の映像を見せることを想定

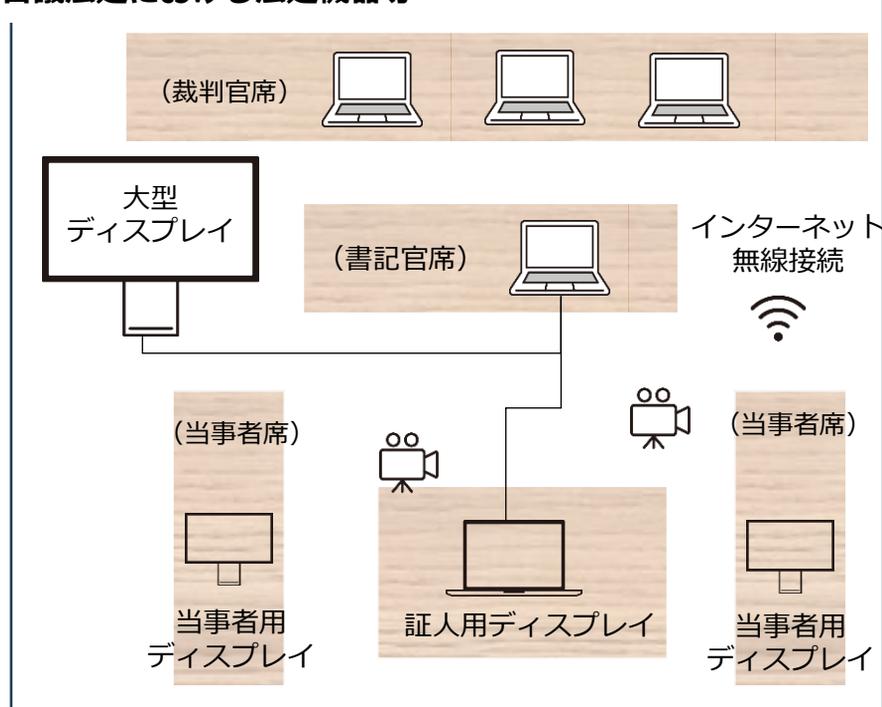
証人用ディスプレイ

タッチペンに対応した15.6型のディスプレイで、文書等の提示や書き込みを電子的に行うことを想定

インターネット無線接続

mintsにアクセスし、電子記録を見ることや出頭した期日においてウェブ会議に参加するために利用することを想定。ただし、セキュリティ上接続できるサイトは裁判手続に必要なものに限る予定。
(弁論準備手続室等でも利用可能となる見込み)

合議法廷における法廷機器等



複数台のカメラ

(主に合議法廷)

出頭当事者や証人を撮影し、その映像をウェブ会議参加者に送信することを想定

当事者用ディスプレイ

(主に合議法廷)

23.8型のディスプレイで、ウェブ会議先の映像を表示したり、当事者のPCと接続して利用することを想定

識別符号（メールアドレス）と暗証符号（パスワード）



改正民訴法全面施行後に、電子申立て等をする場合には、識別符号規則に基づく識別符号及び暗証符号を入力して、mintsにサインインしなければならない（改正民訴規則52条の9第2項）。



識別符号規則に基づき付与される識別符号は、mintsにサインインするためのメールアドレスのこと（識別符号規則1条、2条）



識別符号規則に基づき届け出た暗証符号は、mintsにサインインするためのパスワードのこと（識別符号規則3条1項）

士業者等のmintsアカウントの取得要件

本人確認（識別符号規則1条2項）及び士業者等であることの証明（同規則2条1項）



改正民訴法施行前に取得していたmintsアカウントは施行後もそのまま利用可能

改正民訴法施行前に取得したmintsアカウントについては、改正民訴法施行後もそのまま利用することが可能である。

※ 改正民訴法施行前には、本人確認・士業者等であることの資料提出を求めていることから、改正民訴法施行前に早期にアカウント登録をする方が簡便

mintsアカウントの停止

 弁護士等が懲戒処分された場合、その懲戒処分の内容に応じて、mintsアカウントが停止されることに留意が必要

 停止措置の目安

懲戒処分等の内容	停止の内容
除名処分、退会処分、破産手続開始決定、請求による登録抹消	アカウント削除 ※再度登録した場合には再度の付与届出が可能
業務停止処分	アカウント利用停止 ※ アカウントは残るが、利用できなくなる。 ※ 業務停止期間経過後、裁判所において所定の操作を行いmintsアカウントが利用可能となる。



改正民訴法全面施行後のアカウント登録方法

1 アカウント登録の申出



今後設けられる予定の登録申請用のフォームに、氏名やメールアドレス等の所定事項を入力してアカウント登録の申出

- ※ 既にmintsに登録されているメールアドレスを入力した場合には、招待メールが届きませんので、ご注意ください。

2 mintsで必要事項の入力



アカウント登録の申出を受けて、裁判所から、mintsアカウント登録のための招待メールが送信される。



招待メールに記載されたURLからmintsにアクセスし、トップ画面の「サインイン」→「今すぐサインアップ」とクリックして、利用者登録画面で、必要事項を入力する。

- ※ 登録氏名には、本人確認資料で確認できる通称名を入力することも可能



mintsにサインインして、「アカウント設定画面」から本人確認資料のファイル（PDF形式）をアップロード

士業者等の本人確認資料【正式には今後確定】

- 所属する会（例えば、日弁連・単位会や日司連等）の身分証明書
- 単位会発行の印鑑証明書

- ※ この時点では、まだ、mintsを利用して新規申立て等を行うことができない。

3 本人確認手続



mintsにアップロードされた本人確認資料の審査手続が完了することで、mintsアカウントが付与され、本人確認完了のお知らせが登録したメールアドレスに送られるので、それ以降新規申立て等を行うことができるようになる。



補助者アカウントの運用ルール

補助者アカウントとは



弁護士等の事務所の事務員は、弁護士等を補助するために、弁護士等のアカウントに紐づいた補助的なアカウント（補助者アカウント）を作成することができる。

※ このアカウントは、通常アカウントと外観上は変わらず、基本的な登録方法は同一であるものの、識別符号規則に基づかない特殊のアカウントという位置付けとなる（そのため、同規則に基づく本人確認等は不要）。そのため、アカウント名の入力等について以下のような特別な運用ルールが定められていることに注意。



弁護士等の士業者は、自らのmintsアカウント設定画面において補助者アカウントのmintsIDを入力することで、補助者アカウントを自己のアカウントに紐づけることが可能



補助者アカウントは、登録された弁護士等の士業者のアカウント名で、電子申立て等が可能となり、また、システム送達がされたときに閲覧・ダウンロードするとその時点で送達の効力が発生

運用ルール



補助者アカウントの登録名は、識別符号規則に基づくアカウントと区別するため、**氏「補助者●●××」、名「弁護士△△○○」**と登録しなければならない。



1人の弁護士等に対して、5名分の補助者アカウントの利用が可能



弁護士A



事務員5名



同一の補助者アカウントを複数の弁護士に紐づけることはできないが、1人の事務員が10個のアカウントを作成し、異なるアカウントを用いて複数の弁護士に紐づけることが可能（ただし、作成する補助者アカウントごとに別のメールアドレスを準備する必要）



事務員A

アカウント1 「補助者A」 「弁護士A」

アカウント2 「補助者A」 「弁護士B」

アカウント3 「補助者A」 「弁護士C」

⋮

アカウント10 「補助者A」 「弁護士」

原則



弁護士等の訴訟代理人（改正民訴法132条の11第1項各号に定める者）には電子申立て義務がある。



電子申立て義務があるにもかかわらず、書面により訴えが提起された場合、原則として、その訴えは不適法なものとなる。

例外



「裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合」（以下「例外事由」という。改正民訴法132条の11第3項）には、同条1項の電子申立て義務を免れることになる。



改正民訴法132条の11第3項所定の例外事由があることについては、書面による提出をしようとする訴訟代理人等が主張立証をする必要がある。



裁判所に書面の訴状を提出する方法で訴えを提起する場合は、当該書面等に例外事由がある旨及びその具体的内容を記載した書面を添付しなければならない（改正民訴規則52条の14）。

例外事由の判断

当該訴訟代理人等において、インターネットを使用してするためにすべきことをしたとしても、これをすることができないと判断される場合に例外事由に該当
電子申立て等ができない直接的な原因等を踏まえて、「インターネットを使用してするためにすべきこと」をしたか否かを検討することが考えられる。



例外事由が肯定される典型例

- ・専ら裁判所側の事情によりシステムが使用できない場合

基本的には、公知の事実当たり、特段の立証は不要である。

- ・大規模な通信障害の発生を原因とする場合

①通信事業者に通信障害が発生したこと及び②訴訟代理人が当該通信事業者を利用していることについて、立証が必要

① 通信事業者に通信障害が発生したことについては、報道や当該通信事業者のHP上の案内等によって立証することが考えられるが、その通信事業者の規模によっては公知の事実として取り扱われることもあり得る。

② 訴訟代理人等が通信障害の発生した通信事業者を利用していることについては、立証を要するが、基本的には、当該訴訟代理人等の陳述書等による立証が考えられる。

電子申立て等ができない原因が裁判所のシステム障害や大規模通信障害にある場合には、その原因自体から訴訟代理人等の責めに帰することができない事由があると評価することが可能であるため、代替手段を講じたかどうかにかかわらず、例外事由があると考えられることができる。



例外事由が否定される典型例

- ・ 訴訟代理人等のPC・周辺機器が故障した場合

改正民訴法の下では、訴訟代理人等がインターネットに接続することができるようPCや周辺機器を準備・管理することが前提とされている。そのため、PC・周辺機器が故障した場合、訴訟代理人等としては、他の端末・通信回線、裁判所設置端末の利用など代替手段をとることが求められる。「インターネットを使用するためにすべきこと」をしたか否かは具体的な事実関係を踏まえた個別判断となるが、尽くすべき代替手段は相応にあり得ることから、例外事由が肯定される場合は限られると考えられる。

Q

弁護士Aが自己のPCを利用して電子申立て等をしようとしたがこれができなかった場合において、裁判所のシステム障害や大規模通信障害の発生はうかがわれず、その原因が不明であったとき、どのように対応することが考えられるか。

A

例えば、時効成立直前や控訴期間満了直前等、速やかに申立て等をする必要がある場合には、電子申立て等義務の例外事由該当性を見据えて、例えば、次のとおりの代替策等を講じることが考えられる。



最初に訴訟代理人において確認すべきこと

- ・ インターネット接続やmintsへのサインインの可否の確認
- ・ PC、ルーター等の周辺機器の設定の確認や再起動による改善の確認



事務所内の他の端末・他の通信回線の利用

- ・ 事務所内の他のPCやタブレットを利用した電子申立て等の可否の確認
- ・ スマートフォンのテザリング機能によるインターネット接続の可否の確認



裁判所設置端末の利用（※開庁時間中のみ）

裁判所に訴状等のデータが記録されたUSBメモリを持参し、裁判所設置端末を利用して電子申立て等を行う。

弁護士Aが、以上のような確認・代替策等を講じたにもかかわらず、電子申立て等ができなかった場合には、このような確認・代替策を講じたことについて、例えば、インターネットには接続できるがmintsにサインインできない様子やPC等の設定が適切なものになっている状態を撮影した動画・スクリーンショット画像、代替措置を講じることを試みた状況や当該代替措置を講じることが難しい理由等を記載した訴訟代理人の陳述書等の証拠により裏付けることで、「インターネットを使用するためにすべきことをしたとしても、することができない」と評価し、例外事由が認められることもあると考えられる。



mintsの入力フォームへの入力上の留意事項

当事者・代理人情報

 当事者・代理人情報について、フォームに直接入力することが必要

（ただし、当事者・代理人の合計数が10名を超える場合、CSVファイルで提出する必要）

※ フォームへの入力の際は、入力者の登録情報を呼び出して自動入力する機能があるが、mintsアカウントに自宅住所を登録している場合にこの機能を用いると、自宅住所が呼び出されてしまうことに注意が必要（そのため、アカウント登録の際には、「住所」として事務所住所を記載することが望ましい。）

 弁護士は、システム送達を受ける旨を届け出ることが義務付けられていることから、システム送達届出のボタンはオンのままにしておく必要

申立内容

 手数料額は、被告の数と訴額を入力することで、その概算が自動計算され、把握可能

※ 訴額の入力に当たり、単位が「万円」であるため、「万円」単位で切り上げて入力する必要（例：100万5000円の場合は、「101万円」で入力）。

※ 被告の人数等を入力することなく、手数料額欄を手動で入力又は修正することも可能。

※ 正確な手数料額は訴状提出後に裁判所から通知される納付情報で確認

 申立ての趣旨（400字）及び理由（10000字）については、フォームに直接入力することができるほか、「添付書類」欄において、PDFファイルを添付することにより提出することが可能

添付書類

 申立ての趣旨・理由をフォーム入力しない場合には、これらが記載されたPDFファイルをアップロードする。

 委任状、資格証明書等のPDFファイルをアップロードする（訴額の算定が困難な事案では、訴額計算資料をアップロードすることも考えられる）。

※ mintsにおいては、**提出すべき証拠**について、この時点でアップロードせず、事件が立件され電磁的訴訟記録（事件情報）が作成され、**原告訴訟代理人が当該事件情報に関連付けられた後に**、別途、当該事件情報の記録一覧画面からアップロードする必要がある。

参考事項

 手続を進める上で参考となる事項を入力（相手方当事者には開示されない。）

 交渉段階における相手方の代理人等に関する情報（改正民訴規則55条の2）も入力



訴訟代理人が共同受任する場合の入力方法の留意事項

留意事項

 共同受任する訴訟代理人がいる場合、実際にmintsにサインインして新規申立てフォームを利用して電子申立て等をする訴訟代理人は、当事者・代理人情報のフォーム入力の際、事件情報への関連付けを希望する訴訟代理人の情報を入力することが必要

※ 事件情報への関連付けを希望する訴訟代理人の届出については、当事者・代理人情報のフォーム入力のほかに、「電子情報処理組織の使用を担当する訴訟代理人の届出」の書式を利用して届け出ることが考えられる。

※ 共同受任する訴訟代理人の一部について、当事者・代理人情報欄に記載はするものの、事件情報への関連付けは希望しないという場合には、関連付けを希望する訴訟代理人の名前とmintsIDのみを記載した「電子情報処理組織の使用を担当する訴訟代理人の届出」を添付する必要

 共同受任する訴訟代理人のうち、実際に、mintsにサインインして、新規申立てフォームを利用して電子申立て等をする訴訟代理人以外の者は、当該申立てに係る事件情報に関連付けられた後、速やかにシステム送達を受ける旨の届出を提出する必要

※ 事件情報への関連付けを希望する訴訟代理人について、mintsの当事者・代理人情報のフォームから届け出るに当たり、「システム送達届出」のトグルがあり、mintsIDの入力のためには、これをオンにする必要があるところ、システム送達を受ける旨の届出は個々の訴訟代理人が自ら行う必要があるため、システム入力者が「システム送達届出」のトグルをオンにしても、それ以外の訴訟代理人がシステム送達を受ける旨の届出をしたことにはならず、別途届出を提出する必要がある。

弁護士A～Dが共同受任して訴えを提起する場合において、弁護士Aがmintsを利用して電子申立て等を行うとともに、弁護士Bをmintsの事件情報に関連付ける場合の流れ



弁護士A

mintsにサインインをして、新規申立てフォームを利用し、次の①か②の方法により弁護士Bを事件情報に関連付けることを申し出る。

① 「当事者・代理人情報」欄に、弁護士Aと弁護士Bの情報を入力

※ 弁護士AとBのいずれも「システム送達届出」のトグルをオンにして、mintsの当事者IDを入力することが必要だが、弁護士Bについては、別途、B自身がシステム送達を受ける旨の届出をすることが必要

② 「添付書類」に、訴訟代理人Bの名前とmintsIDが記載された「電子情報処理組織の使用を担当する訴訟代理人の届出」を添付

※ 弁護士C・Dについても当事者・代理人情報欄に記載するものの、事件情報への関連付けは希望しない場合には、訴訟代理人Bの名前等のみを記載した「電子情報処理組織の使用を担当する訴訟代理人の届出」を添付する必要

裁判所が、申立てに係る事件情報を作成し、弁護士A,Bを当該事件情報に関連付ける。



弁護士B

当該事件情報の記録一覧のアップロード画面の「その他」から、システム送達を受ける旨の届出をアップロード

※ 弁護士Bがシステム送達を受ける旨の届出をしないと、当該事件情報から関連付けを解除されることがあるほか、システム送達の効力について、改正民訴法109条の4の適用があり、裁判所書記官が閲覧又はダウンロードできる措置を講じた時から1週間でシステム送達の効力が生じることになるため、注意が必要。

原則



申立手数料は、郵便費用と一本化され、現金納付（ペイジー）する必要がある（改正費用法8条1項、改正費用規則4条の2）。

- * 下記の例外事由に当たらない場合には、収入印紙を裁判所に提出しても、手数料の納付とは認められないことに注意が必要

例外



申立てを書面をもってすることができる場合であつて、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼って納めることができる（改正費用法8条1項ただし書）。

例外事由の判断

例えば、刑事施設被収容者が想定されるが、当該事由の有無の判断については、外形的、客観的にみて、当事者においてペイジーを利用することのできる環境にあるかどうか等の個別の事情を踏まえて判断



訴訟代理人が、裁判所のシステム障害等により、書面により訴えを提起する場合の対応

この場合には例外事由を満たすが、裁判所のシステムの復旧を待つなどして、ペイジーにより納付することも可能であることから、手数料の支払については、当初から訴状に収入印紙を貼付するのではなく、裁判所からの指示を待つことも考えられる。

民事訴訟費用等に関する法律（令和4年法律第48号による改正後のもの）

第8条（納付の方法）

第1項 次に掲げるもの手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めなければならない。ただし、申立てを書面をもってすることができる場合であつて、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼って納めることができる。

1号 特定申立て（注記 例：改正民訴法132条の10に基づく電子申立て（訴え提起等））

2号 別表第3の1の項から3の項までの上欄に掲げる事項であつて特定申立てに係る事件に関するもの

民事訴訟費用等に関する規則（令和6年最高裁規則第14号による改正後のもの）

第4条の2（特定申立ての手数料の納付等）

第1項 法第8条第1項本文の規定により手数料を現金をもつて納める場合には、同項各号に掲げるものに関する手続において得られた納付情報により納付しなければならない。

02 手数料の電子納付



mintsにおけるペイジーの納付情報等の取得から納付までの流れ



手数料の準備

mintsの入力フォームにより手数料額の概算を把握



裁判所からの通知

裁判所において当該事件の手数料についての納付情報等が登録されると、mintsに登録された当該訴訟代理人のメールアドレスに通知が発出



ペイジーの利用のために必要な納付情報の確認

mints上の手数料納付情報一覧に表示された当該事件について、次の事項を確認
「手数料」、「納付期限」、「納付番号」、「収納機関番号」、「確認番号」

mints
民事裁判書類電子提出システム

さん サインアウト

手数料納付情報一覧

あなたの申立てに関する手数料納付情報の一覧です。
手数料を納付する場合は、収納機関番号、納付番号、確認番号を確認した上
ペイジー（<https://www.pay-easy.jp/>）を利用して納付してください。

裁判所	事件番号	納付業務者	納付業務者カナ	手数料	納付期限	納付日	納付番号	収納機関番号	確認番号	備考
検証用地方裁判所	令和8年(ワ)第11111号			51,400	2026/04/15		12345-67890-01	4800	679	
検証用地方裁判所	令和8年(ワ)第11111号			150	2026/04/15	2026/04/08	12345-67890-00	4800	678	R8.4.2 受理証明申請



手数料の納付

納付情報等を利用して、ペイジーにより手数料を納付

金融機関のATM
又は
インターネットバンキング

により納付

ペイジーについて
知りたい方はコチラ



手数料納付が完了したことの確認

手数料納付情報一覧に手数料の「納付日」が反映され、納付が完了したことを確認

送達方法の選択肢



電子申立て等

* 訴訟代理人弁護士が電子申立て等をした場合、訴状等は電磁的訴訟記録になることから、電磁的記録の送達として、出力書面による送達又はシステム送達が選択肢となる。

電磁的訴訟記録

非電磁的
訴訟記録

電磁的記録の送達

出力書面による送達

システム送達

出力書面による送達

訴状等の送達の際に、あらかじめ被告に代理人が就く場合や被告がシステム送達を受ける旨の包括届出をしている場合を除き、被告からシステム送達を受ける旨の届出がされることは想定されないから、電子申立て等により提出された訴状の送達は、システム送達ではなく、原告から提出された送達すべき出力書面（mintsにアップロードされた訴状をダウンロードして印刷したもの）によってされることが多いものと考えられる（改正民訴規則58条1項）。

mintsの事件情報から、送達すべき訴状等のデータをダウンロード

事務所等で当該データを印刷して出力書面を作成

裁判所に提出（持参又は郵送）



送達のための出力書面の提出のタイミング

原告代理人は、裁判所において、訴状の送達の前に、被告に代理人が就く見込みがないと判断される時点で、送達すべき出力書面の提出を求められることになる。

訴え提起の際には被告代理人候補者の情報を届け出る必要があるところ（改正民訴規則55条の2）、訴状の送達に当たり、被告代理人としてシステム送達を受ける旨の意向が確認できれば、委任状とシステム送達を受ける旨の届出の提出を受けて、被告代理人に対し、システム送達をすることが考えられる。

そのため、改正民訴規則55条の2の届出がない場合や、被告代理人候補者が受任の意思を表明しない場合など、裁判所において、訴状送達前に被告に代理人が就く見込みがないと判断し、システム送達ではなく、出力書面による送達が選択される時点で、原告代理人は、送達すべき出力書面の提出を求められることになる。



システム送達

訴状等の送達の際に、あらかじめ被告に代理人が就く場合や被告がシステム送達を受ける旨の包括届出をしている場合には、訴状等をシステム送達することが考えられる。

システム送達の方法

(改正民訴法109条の2、改正民訴規則45条の2)

裁判所書記官が、

- ①送達を受けるべき者がmintsにサインインして送達すべきデータを端末等の画面に表示したものを閲覧し、又は、当該事項について端末等に記録(ダウンロード)することができる措置をとること
- ②送達を受けるべき者に対し、システム送達を受ける旨の届出の際に届け出られた同人の電子メールアドレスに宛てて、上記①の措置がとられた旨の通知を発すること



システム送達の要件

(改正民訴法109条の2第1項ただし書)

送達を受けるべき者がシステム送達を受ける旨の届出をしていることが必要

- * 電子申立て等義務を負う訴訟代理人等は、システム送達を受ける旨の届出をすることが義務付けられる(改正民訴法132条の11第2項)。
なお、仮に、同義務に反して届出がなかったとしても、上記①の措置をとるだけでシステム送達を行うことが可能(改正民訴法109条の4)。

システム送達の効力発生時期

(改正民訴法109条の3、109条の4第2項)

次のいずれか早い時にシステム送達の効力が発生

- 送達対象のデータを閲覧した時
- 同データを端末等にダウンロードした時
- 閲覧又はダウンロードすることができる措置がとられた旨の通知が**発せられた日**から1週間を経過した時

- * システム送達を受ける旨の届出義務に反して届出がない場合は、閲覧した時、ダウンロードした時、閲覧又はダウンロードすることができる措置がとられた日から1週間を経過した時のいずれか早いときにシステム送達の効力が発生



システム送達の留意事項

システム送達を受ける旨の届出



原告代理人として、mintsの入力フォームにより訴状提出をする際に、システム送達を受ける旨の届出をする場合には、同フォームの「システム送達を受ける旨の届出」のボタンをオンのままにしておく。

システム送達を選択される場合



送達方法の選択は、裁判所書記官の裁量に委ねられているものの、mints上の事件情報に関連付けられた受送達者に対しては、基本的には、出力書面による送達ではなく、システム送達を選択されることになるものと考えられる。

mintsにサインインすることが困難な場合の対応



基本的に、代理人にはシステム送達を受ける旨の届出が義務付けられていることからすると、代理人がシステム送達を受けることを拒むことはできない。



もっとも、実際に閲覧又はダウンロードしなくとも、「送達を受けるべき者がその責めに帰することができない事由によって閲覧又は記録をすることができない」（改正民訴法109条の3第2項）場合に当たらない限り、そのメールの発出日から1週間を経過した時にシステム送達の効力が生じてしまうことになる。



そこで、長期間にわたり、やむを得ずに、mintsにサインインすることができないことが見込まれるような場合（※）には、上記事由が認められるか否かは、個々の事案に応じて裁判官が判断することになるため、電子判決書など、送達を受けることにより控訴期間が進行するような重要な書面の送達が予定されているときには、受訴裁判所に対して、その旨を告げて、出力書面による送達をするよう申し出るか、あるいは、別の送達受取人を届け出ることにも考えられる。

※ 例えば、海外出張・旅行に行く場合（システムの仕様上、海外サーバーからmintsにアクセスすることができない）などが想定される。

代理人がmintsにサインインすることが困難であっても、事務員を補助者アカウントとして設定している場合には、事務員が補助者アカウントでmintsにサインインして、mintsの記録一覧画面から電子判決書を閲覧・ダウンロードすることが可能であるが、その時点で送達の効力が生じることに注意が必要である。



被告代理人がmintsに答弁書等をアップロードするまでの流れ

被告本人に送達がされてから受任する場合の例



裁判所が被告に対して出力書面による送達をする際、当該事件の事件情報の招待キー（12桁の半角英数字）を記載した書類を同封



被告代理人がmintsにサインインし、招待キー入力画面から当該招待キーを入力して送信し、当該事件情報への関連付け完了



招待キー入力

あなたのアカウントを事件の当事者として設定します。
システムからのメールまたは裁判所から交付された書面に記載されている招待キーを入力して送信してください。

招待キー (半角英数字12桁) XXXXXXXXXXXXXXX

送信



被告代理人は、速やかに、記録一覧画面のファイルアップロード画面から、答弁書、証拠、委任状のPDFをアップロード



ファイルアップロード

提出したいファイル種類のタブを選んでファイルを選択してください。

主張 証拠 証拠説明書 関連事件の申立て その他

ここにファイルをドロップしてください

アップロードするファイル名は、ファイルの表題にしてください。
例：準備書面（1）、売買契約書、証拠説明書、移送申立書

種別	証拠番号	ファイル名	サイズ

追加されたファイルは、ここに表示されます。

あと 300 MB追加可能 計 0 ファイル 計 0 MB

提出 キャンセル

※ 被告代理人がmintsにアップロードすることで、mintsの当該事件情報に関連付いている原告代理人に対してその旨が通知されるため、この通知をもってシステム直送となるため、別途直送手続をとる必要はない。



被告代理人がmintsに答弁書等をアップロードするまでの流れ

被告代理人が訴状の送達を受ける場合の例



裁判所が、訴状提出の際に届け出られた被告代理人候補者に対して連絡し、受任及び訴状の送達を受ける意向の確認



被告代理人候補者が裁判所に対し受任の意思及び訴状の送達を受ける旨回答

裁判所から、
FAX、電子メール等の方法で、
当該事件情報の招待キーを取得

裁判所に対し、適宜の方法で
自己のmintsアカウントIDを伝達

被告代理人が
自ら当該事件情報に関連付け

裁判所が被告代理人を
当該事件情報に関連付け



被告代理人は、速やかに、記録一覧画面のファイルアップロード画面から、委任状及びシステム送達を受ける旨の届出（いずれもPDF）をアップロード



裁判所が、送達のために記録一覧画面に訴状をアップロードして、被告代理人に対してシステム送達を実施



被告代理人が、記録一覧画面のファイルアップロード画面から、答弁書・証拠のPDFをアップロード

05 期日等 (弁論、弁論準備、書面による準備手続等)



期日等に参加するに当たっての留意事項

出頭方法



フェーズ3後の期日等への出頭の方法はこれまでと同様

	弁論期日	弁論準備 手続期日	和解期日	書面による 準備手続
対面	○	○	○	—
ウェブ会議	○	○	○	○

※ ウェブ会議により期日等に参加する場合には、これまでと同様に、Teamsを利用する。

期日等における記録の確認方法

代理人は、mints内の電磁的訴訟記録にアクセスするために、自己のPC等を準備・持参する必要がある（裁判所に代理人用貸出端末はないので注意）。

※ 期日にリアルで出頭する場合には、法廷等で電磁的訴訟記録を確認するために裁判所にモバイルPC等を持参する必要性が生じることから、持ち運びしやすいものを準備することが考えられる。

法廷等で無線で代理人の端末からインターネットに接続することができるようになる。
詳細は「フェーズ3後の法廷機器等の概要」を参照

※ 合議法廷では、当事者席に当事者用ディスプレイが整備されており、代理人のモバイルPC等を接続して、二画面構成にして利用することが可能となること、その接続のためには、HDMIケーブル又はUSB-Cケーブルに対応するPC等である必要がある。

HDMIケーブル・USB-Cケーブル自体は、裁判所で用意することを予定している。



準備書面の提出の留意事項



提出する準備書面に関するルールは次のとおりである。

ファイル形式等

PDF形式（A3又はA4）

ファイル名

ファイル名には、「準備書面」の文言を用い、先頭には「原告」又は「被告」を付す。
(例：「原告準備書面1」、「被告第3準備書面」等)

05 期日等

(弁論、弁論準備、書面による準備手続等)

定められた提出期間を徒過して準備書面等の提出等をした場合の説明義務



準備書面の提出又は証拠の申出をすべき期間が定められた場合において、当事者が、その期間を経過後に、準備書面の提出又は証拠の申出をするときには、裁判所に対し、その期間を遵守することができなかつた理由を説明しなければならない（改正民訴法162条2項）。

理由の説明



期日の空転を避け、迅速かつ充実した審理を可能とするためには、裁判所及び当事者双方が期日等に向けた準備をすることが不可欠であることから、その準備のために、合理的な理由がない限り、裁判所に定められた提出期間内に準備書面の提出又は証拠の申出をすることが重要である。



審理の経過、提出期間の徒過の程度、頻度等の事情に応じて、裁判所から、次の方法による説明を求められることがあるものと考えられる。

口頭による説明

書面による説明

(電子調書に記録化する場合もある)



説明の内容によっては、時機に後れた攻撃防御方法として却下される可能性

当事者（代理人）が準備書面又は証拠の提出期間を遵守することができなかつた理由は、時機に後れた攻撃防御方法として却下するか否かを判断するに当たり、考慮されることになる。



迅速かつ充実した審理の実現のためには、次回までの準備事項の内容を裁判所と当事者間での確に認識共有したうえで、それに沿った準備書面等を提出期間内に確実に提出することが重要であることは、これまでと同様。準備事項の内容と提出期間の確認については、これまで行われてきたTeams上の投稿に加えて、改正民訴法全面施行後は、mints上の事件情報に関連付いている当事者（代理人）は、電磁的訴訟記録を常時閲覧することが可能であることから、準備書面等の提出期間の定めが記録される電子調書を都度確認することも重要となる。

書証申出

書証の写しに代わる画像情報の提出



訴訟代理人は、文書を提出して書証の申出をする時までには、現行民訴法の下では、書証の写しを提出しなけりばならなかつたが、改正民訴法の下では、書証の写しに代わる画像情報（PDF形式）をmintsにアップロードして提出しなけりばならない（改正民訴規則137条）。

書証の取調べ



書証の申出は、文書を提出することによつてしなけりばならず（民訴法219条）、文書の提出は、原本、正本又は認証のある謄本でしなけりばならないという規律に変わりはないことから（民訴規則143条）、書証を取り調べるためには、期日に書証の原本を持参する必要がある。



改正民訴法の下での証拠提出の留意事項

改正民訴法の下でも、書証の内容に照らして、類型的に、原本を取り調べる必要性が高いと考えられる場合（例：契約書等）には、相手方当事者から、原本の存在又は成立の真正が争われることもあり得るため、現行民訴法下での証拠提出と同様に、文書の「原本」を書証申出することが望ましいと考えられる。

※ なお、このような類型的に原本を取り調べる必要性が高い紙媒体の証拠について、改正民訴法の下では、これをPDF形式に電子化した上で、電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べとして証拠申出することも可能である。

もっとも、相手方当事者が真の原本の存在や成立を争うなどして、電磁的証拠の実質的証拠力に疑義が生じた場合には、裁判所が真の原本の書証申出を改めてするよう訴訟指揮する可能性がある（その際には、新たに別の証拠番号を付して、書証申出をしてもらうことになる。）。

合理的理由なく真の原本の書証申出がされないときは、実質的証拠力が慎重に検討されることになる点に留意が必要である。

書証申出



現行民訴法の下で、提出のときから「写し」として書証申出していた証拠（文献、裁判例等）の取扱いについて

従前、「写し」で書証申出してきた証拠は、改正民訴法の下では、電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べとして証拠申出することが考えられる。

現行民訴法の下では、証拠説明書の「原本／写しの別」に「写し」と記載して書証申出することも少なくなかったところ、これは、裁判所に提出された「書証の写し」を原本として書証申出をしたものと理解され、当該写しを証拠調べの対象として取り調べていたものである（いわゆる写しを原本として取り調べる方法）。

もっとも、改正民訴法の下では、訴訟代理人は書証申出の時までに書証の写しに代わる画像情報（PDF形式）を電子提出しなければならない。そうすると、裁判所には書証調べの対象となる文書ではなく画像情報（PDF形式）しか提出されていないことから、「写し」として書証の取調べをするためには、当該写しを期日に持参する必要が生じることになるが、既に裁判所には書証の写しと同じ内容の画像情報が提出されているのに、写しを持参しなければならない事態は不合理である。

現在の実務上、当事者において書証の写しをもって原本に代えることに異議がなく、かつ原本の存在及び成立に争いが無い場合には、原本を実際に確認せずとも、原本を証拠調べの対象として取り調べることが可能である（いわゆる原本に代えて写しを取り調べる方法）。そして、このような取調べ方法は、改正民訴法施行後であっても、同じ要件の下で許容されるものと考えられるが（いわゆる原本に代えて画像情報を取り調べる方法）、証拠申出の時点でこのような要件を充足するかは必ずしも明らかではない。

そこで、書証の画像情報（PDF形式）を電磁的記録に記録された情報の内容として証拠申出することも許容されることを踏まえれば、従前、写しで提出した証拠は、電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べとして証拠申出することが考えられる。



書証申出をしたにもかかわらず、期日当日に書証を持参するのを忘れてしまった場合の対応について

改正民訴法の下では、写しを原本として取り調べることは困難であるから、①書証から電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに切り替えて証拠申出をすることが考えられるほか、②原本の存在及び成立に争いがなく、当事者に異議がない限りは、原本に代えて画像情報として取り調べることが考えられる。

※ 原本を取り調べる必要性が高い書証の持参を忘れた場合には、これまでと同様に、期日を続行した上で、原本確認することが考えられる。

電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出



改正民訴法の下では、新たに、電磁的記録に記録された情報の意味内容（思想内容）を証拠調べの対象とする証拠方法として、電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べが新設された（改正民訴法231条の2）。

※ 取調べの対象は、文書形式のものだけではなく、音声形式や動画形式のものも該当する（なお、紙媒体の文書を電子化したものも含まれると解される。）。

電磁的記録の複製の提出



訴訟代理人は、同証拠調べの申出をする時まで、電磁的記録の複製をmintsにアップロードして提出することになる（改正民訴規則149条の2）。

※ 電磁的記録の複製は、書証申出の際に提出する書証の写しと同じ位置付けのもの。



mintsにアップロードする電磁的記録の複製は、PDF形式、MP3形式、MP4形式、JPEG形式、PNG形式のファイル形式で提出する（細則第5条）。

※ これらの形式に変換できないものについては、電磁的記録の複製が記録された記録媒体（CD-R等）で提出する。

電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ



電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出は、当該電磁的記録を提出することによってしなければならないが（改正民訴法231条の2第1項）、コピーされた電磁的記録は元のものと同ー性を保つことが可能であることから、電磁的記録の複製の提出をもって、電磁的記録の提出を兼ねることができ、基本的には、オリジナルデータの提出を必要としないものと考えられる。



オリジナルデータの確認が必要な場合の対応

オリジナルデータの確認は、例えば、他方当事者から具体的な必要性の指摘があった場合に行うことが考えられる。

オリジナルデータがワードファイル、エクセルファイル、パワーポイントである場合には、mintsの記録一覧にはアップロードすることができないことから、記録外一覧にアップロードした上で、記録領域にアップロードされた電磁的記録の複製（オリジナルデータをPDF形式に変換したもの）との同ー性等を確認することになる。



証拠提出に当たっての留意事項

証拠提出に関するmintsの仕様

mints 民事裁判書類電子提出システム

アップロード可能なファイル形式

電磁的訴訟記録（記録一覧） （下記画面の 部分から提出）	記録外一覧 （下記画面の 部分から提出）
<ul style="list-style-type: none">・ PDF形式（文書）・ MP4形式（動画）・ MP3形式（音声）・ JPEG形式、PNG形式（画像）	<ul style="list-style-type: none">・ DOCX形式（ワード）・ XLSX形式（エクセル）・ PPTX形式（パワーポイント） <p>※ 記録外一覧には、例えば、電磁的記録のオリジナルデータを提出することが考えられる。</p>

書証の画像情報

- ・ PDF形式

例) 紙媒体の契約書など原本の確認を要するもの

電磁的記録の複製（必要に応じて次の形式に変換する必要）

- ・ PDF形式、MP4形式、MP3形式、JPEG形式、PNG形式

例) ・ 裁判例、文献など従前写しで書証申出されていたもの
・ 電子契約書、ドライブレコーダーの動画など当初から電子データで作成された証拠



書証の画像情報又は電磁的記録の複製を電子提出する場合、記録一覧画面の「アップロード」ボタンをクリックし、ファイルアップロード画面に遷移し、（電子）証拠説明書とともに、ファイルアップロード画面の 部分のうち「証拠」及び「証拠説明書」からアップロードする（記録一覧にアップロードできない電磁的記録のオリジナルデータは、ファイルアップロード画面の「記録外」のタブ（下記画面の 部分）を選択し、アップロードする）。





証拠提出に当たっての留意事項

アップロードルール

アップロードの際のルールは次のとおりである。

🔍 証拠説明書の書式（今後追加予定）

なお、一度アップロードすると、自由に消去等できないことから、誤アップロードしないよう、アップロード前にファイルの内容を十分に確認する必要がある。

ファイル個数

原則として、枝番がある場合を除いて、1つの証拠について1つのファイルで提出

証拠番号

証拠番号は、書証、電磁的記録に記録された情報の内容を区別することなく、通し番号で付し、証拠データの右上にも記載

証拠番号欄

提出フォーム上の証拠番号欄には、証拠番号を記入するが、mints上での並び替えを想定し、例えば、「甲001」「乙A001」等と入力するほか、複数の領収書に枝番を付して1つのファイルで証拠提出する場合には「甲001-1～20」と入力

ファイル名

証拠番号（半角三桁）に加えて証拠説明書に記載する証拠の標目のとおり記載

例) 「甲001 売買契約書（原本）」、「乙A001 領収書」

他の証拠申出の方法

人証調べ・検証・鑑定・調査嘱託・文書送付嘱託の申出（申立て）は、「証拠」から申出書（申立書）をアップロードする。

文書提出命令の申立ては、「関連事件の申立て」から、申立書をアップロードする。



証拠提出に当たっての留意事項

書証の画像情報の作成（PDF化）に当たっての留意事項

 弁護士などの訴訟代理人は、書証の画像情報の電子提出が義務付けられており、例えば、一冊の本を書証として提出する場合であっても、これを紙媒体で提出することはできず、PDF化して提出しなければならない。

 その意味でも、必要性・要証事実との関連性の観点からの提出範囲の検討が重要

 書証の画像情報を作成するに当たっては、不鮮明なものにならないように、基本的には、スキャナを利用することが推奨される（スキャナに限らず、例えば、書証の写しをPDF化するに当たっては、（不鮮明とならなければ）スマートフォンのアプリを使用することも考えられる。）。なお、基本的には、提出の前に、PDFデータを確認し、判読できない場合には、再度、判読できるようにPDF化した上で提出する必要がある。

 書証の画像情報の提出に当たり、当該書証において要証事実と関連性を有する部分とそれ以外の部分があるときは、文書の記載から明らかな場合を除き、当該文書の画像情報において関連性を明らかにするように努める必要がある（改正民訴規則137条の2第2項）。



書証の画像情報に関連性を明らかにする場合の方法について

書証の画像情報に関連性を明らかにする必要がある場合としては、①契約書やカルテ、書籍等のように、分量が多いが、そのうち、要証事実との関連性があるのは一部分にすぎないといった場合、②写真や図面を提出する場合のほか、③LINEやチャット等の長期間にわたるやりとりが提出される場合等が考えられる。

基本的には、書証の元の記載が判読しにくくならないように注意する必要があり、PDF編集ソフトの蛍光ペン機能等を用いる方法が推奨される（紙媒体に蛍光ペンでマーカーを引いた上でPDF化する方法だと、蛍光ペンの濃淡により元の文字やマーキングを判読しにくくなるおそれがある。）。

また、証拠説明書の備考欄で説明するなどして、関連性を明らかにするために加筆した部分がどこであるか判別できるようにする必要がある。

ウェブ尋問



改正民訴法の下では、ウェブ会議による証人尋問の要件の見直しがされ、次の①～③までの事由のいずれかがある場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議の方法により、法廷に所在しない証人等の証人尋問をすることが可能となった（改正民訴法204条）。

- ① 証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合（1号。遠隔地要件の見直し）
- ② 事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合（2号。改正なし）
- ③ 当事者に異議がない場合（3号。新設）



ウェブ会議の方法により人証調べを行う場合には、証人等に、次の要件を満たす場所であり、裁判所が相当と認める場所に出頭させる必要がある（改正民訴規則123条1項）。

- ① 当事者本人又はその代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第204条第1号又は第3号に掲げる場合において、当該場所が当事者双方の在席する場所であるとき又は当事者本人若しくはその代理人が当該場所に在席することにつき当事者に異議がないときを除く。（1号）
- ② 証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると裁判所が認める者の在席する場所でないこと。（2号）

ウェブ尋問によることの相当性の判断

 ウェブ尋問を実施するためには、改正民訴法204条各号の列挙事由が存在するとしても、相当性の要件を満たす必要がある。

 ウェブ尋問の相当性の要件の判断について、例えば、ウェブ尋問を実施することの必要性が、㊦ウェブ尋問の場合に証人等が手元のメモ等を見て回答するおそれ等があること、㊧証人等の表情、声、動作や態度等の判別も、対面の場合と比較して全く同等とまでは言い難いこと等の弊害を上回る場合に、相当性の要件を充足することが考えられる。

ウェブ尋問によることの相当性の判断

医師・学者等の専門家証人の尋問等を実施する場合

-  当事者の一方と利害関係を共通としておらず、中立的な立場から、自らの専門的知見に基づき証言等を行うといった場合も少なくないことや、多忙により裁判所への現実の出頭が困難といった事情が認められることも多いことを踏まえると、ウェブ尋問の相当性が認められる場合が多いと考えられる。
-  証人等が出頭するのに相当な場所としては、証人等の最寄りの裁判所のほか、証人等の職場における独立した個室（他者が入ってこられず、音漏れ等も生じない場所）が考えられる。

審理の関係上、重要な証人が遠隔地に所在するなどの事情で、 受訴裁判所への現実の出頭が困難であるなどの事情が存する場合

-  ウェブ尋問を受訴裁判所以外の最寄りの裁判所に出頭して行う限りは、人証調べの際に、証人が手元のメモ等を見て回答するおそれ等がないものと考えられることから、ウェブ尋問の相当性が認められる場合もあると考えられる。
-  証人等が出頭するのに相当な場所としては、証言の信用性を慎重に判断すべきであり、不正防止を図る必要性も高いことから、基本的には、証人等の最寄りの裁判所が考えられる。

証人が裁判長及び当事者の在席する場所において陳述するに当たり、 圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがある犯罪被害者などの場合

-  受訴裁判所の別室や最寄りの裁判所であれば、証人と当事者との接触を相当程度回避でき、通常、ウェブ尋問によることの必要性がそのことによる弊害を上回ることから、ウェブ尋問の相当性が認められる場合が多いと考えられる。
-  証人等が出頭するのに相当な場所としては、受訴裁判所の別室のほか、証人等の最寄りの裁判所が考えられる。



ウェブ尋問をする場合の証人等以外の当事者・代理人の出頭方法

ウェブ尋問に当たっては、尋問の対象者である証人等以外の多数の当事者・代理人がウェブ会議の方法により参加（ウェブ弁論）すると、そのうちの一人の回線状況が悪くなり接続が切れた場合に、手続を進めることができなくなることを踏まえると、ウェブ尋問を行う場合には、可能な限り、当事者・代理人は法廷に出頭することが考えられる。



人証調べ中の文書等の提示の仕方

人証調べ中の文書等の提示の留意事項

-  改正民訴法施行後も、人証調べ中に文書等を提示する場合、基本的には、訴訟代理人において行うことになる。
-  文書等の提示に当たっては、事案の内容や当事者・証人の出頭状況等を踏まえて、①紙媒体を提示する方法、②データを提示する方法等のいずれの方法によるか検討し、必要な準備を行った上、裁判所にあらかじめ連絡しておくことが重要である（裁判所側で準備が必要な場合もある。）。

文書等の提示方法

 あらかじめ提示予定の文書等の紙媒体を準備し、法廷で証人等に対して提示する方法



紙媒体を提示する方法が効率的な場合

- 双方当事者（代理人）・証人等のいずれも法廷に出頭する場合
- 複数の証拠、ページ数の多い証拠、巨大図面などの証拠を提示する場合

 mintsからダウンロードした、又はmintsのビューワーで表示した証拠データについて、訴訟代理人のPC/タブレットに表示させて、証人等に対して提示する方法



PC/タブレット画面を提示する方法が効率的な場合

- 双方当事者（代理人）・証人等のいずれも法廷に出頭する場合

 mintsからダウンロードした、又はmintsのビューワーで表示した証拠データについて、Teamsの画面共有機能により、証人用ディスプレイ等に表示させて提示する方法



Teamsの画面共有機能を利用する方法が効率的な場合

- 証人等が受訴裁判所の法廷以外の場所に出頭する場合

弾劾証拠の提示の方法

 弾劾証拠についても、紙媒体を提示する方法及びデータを提示する方法のいずれも考えられるが、データを提示する方法によると、事前に裁判長及び相手方当事者の確認を求める具体的方法が煩雑とも考えられることを踏まえると、双方当事者が在廷している場合には、紙媒体により提示する方法がより効率的であると考えられる。

 いずれの方法をとった場合であっても、人証調べ終了後に、速やかに、当該弾劾証拠をmintsにアップロードしなければならない（そのため、あらかじめ、速やかにアップロードする準備をしておくことが重要である。）。

人証調べ中に証人等が書込みを行う場合の留意事項

紙媒体に書き込ませる方法



現在の実務と同様に、訴訟代理人において、証人等に対して書込みをさせるための紙媒体（書証の画像情報や電磁的記録の複製の出力書面や白紙など）を準備する必要がある（書き込まれた紙媒体は、期日終了後に、裁判所書記官がPDF化して尋問調書（電子）に添付してmintsにアップロードされることになる）。

※ 準備を失念すると、その場で、速やかにデータに書き込む方法に切り替えることは難しいことから、人証調べの前に入念に準備することが必要である。



証人等がウェブ会議の方法により出頭する場合の紙媒体への書込みについて

証人等が最寄りの裁判所でウェブ会議の方法により出頭する場合には、事前に当該裁判所に対し証人等に対して書込みをさせるための紙媒体を送付することになる。そのため、訴訟代理人において、あらかじめ必要な紙媒体を準備の上で、事件を担当する裁判所に提出する必要がある。

一方で、最寄りの裁判所以外の場所でウェブ会議の方法により出頭する場合には、当該証人に対して、書込み用の紙媒体を送付し、当該証人から、書き込んだ内容が保全されたものの送付を受けることは困難である。そのため、書込みを要する事案の場合における証人等の出頭場所については検討が必要であり、あらかじめ担当裁判官・担当書記官と十分に打ち合わせることが必要である。

データに書き込ませる方法



フェーズ3の法廷では、証人等に、タッチペンを使用して証人用ディスプレイに表示されたデータに書き込ませることにより質問をすることが可能である。



もっとも、書き込ませるデータについては、裁判所書記官において準備の上で、当該証人用ディスプレイに表示させることになる。このような書込み用データの準備については、時間を要することから、この方法による希望があるときには、あらかじめ担当裁判官・担当書記官と十分に打ち合わせることが必要である。



証人等がウェブ会議の方法により出頭する場合のデータへの書込みについて

証人等が最寄りの裁判所でウェブ会議の方法により出頭する場合には、事前に当該裁判所に対し証人等に対して書込みをさせるためのデータを送付することになるが、それ以外の場合に出頭する場合には、データ送付ができない。そのため、証人等の出頭場所について検討と事前の打合せが必要なことは、紙媒体に書き込ませる方法をとる場合と同様である。

電子判決書



裁判所は、電子判決書に基づいて判決を言い渡し、その後、速やかに、電子判決書をmintsにアップロードし、電子判決書のシステム送達をしなければならない。
(改正民訴法253条、改正民訴規則157条3項)



電子判決書のシステム送達の効力は、①閲覧した時、②ダウンロードした時、③閲覧又はダウンロードができる措置をとった旨の通知を発した日から1週間が経過した時のいずれか早い時点で効力を生じ、その時点から控訴期間が進行することになる。



電子決定書・電子命令書の送達について

電子決定書・電子命令書も、基本的には、告知後、速やかに、mintsにアップロードし、システム送達をすることになる。

決定・命令のタイミングについては、mints上に、その予定日等を知らせる機能はないことから、mintsからの通知を見落とすことがないように注意することが必要であり、例えば、mintsから発せられるメールを特定のフォルダに集めることができるように、受信メールフォルダの仕分け機能を活用することが考えられる。



電子判決書のシステム送達を受けるに当たっての留意事項



mintsアカウントに補助者アカウントとして、事務員のアカウントを設定している場合には、当該補助者アカウントを使って、mintsにサインインし、アップロードされた電子判決書を閲覧又はダウンロードした時点で、送達の効力を生じ、控訴期間が進行する点に留意が必要である。



mintsの記録一覧画面で個別のファイルの閲覧複写状況を確認することができるため、電子判決書の閲覧等の状況についても、同画面上で確認することができる。

※ mints上、具体的な控訴期間の末日を明示するような仕様はないことから、現在の実務と同様に、当事者（代理人）において、把握・計算することが必要となる点に留意が必要である。

電子判決書等に基づく強制執行



改正民訴法全面施行後の強制執行申立て

改正民訴法施行後における強制執行は、債務名義等に係る電磁的記録（電子判決書等）が裁判所のシステム（mints等）上のファイルに記録されたものである場合、記録事項証明書に基づいて実施することになるが（改正民執法25条）、強制執行の申立て自体は、改正民執法全面施行（遅くとも令和10年6月）までは、書面により申し立てる必要がある。



執行文付与申立事件のデジタル化（電子判決書等）

改正民訴法全面施行後（遅くとも令和8年5月）から改正民執法全面施行時（遅くとも令和10年6月）までの間に、債務名義等に係る電磁的記録が裁判所のシステム（mints等）上のファイルに記録されたものである場合に執行文付与申立てがされたとき（**特例執行文付与申立事件**）は、改正民訴法と同様の規律に服することになり、例えば、訴訟代理人は、mints（督オン利用事件は督オン）を利用して、電子申立て等やシステム送達を受ける旨の届出が義務付けられることになる。（※なお、この場合、電子執行文は電子判決書等に併せて記録され、申立人には交付されない。）



債務名義等の添付省略（電子判決書等）

- 💡 債務名義等に係る電磁的記録が裁判所のシステム（mints等）上のファイルに記録されたものである場合、「事件特定情報」を書面により提供することで、債務名義等の記録事項証明書の提出を省略することができる（改正民執法18条の2）。
- 💡 債務名義等の記録事項証明書の添付省略に必要な「事件特定情報」は、事件が係属していた裁判所の名称、事件番号及び改正民執法18条の2各号に掲げるものを識別するために裁判所が付した符号である（改正民執規則15条の2）。

		～R8.5	～R10.6
強制執行の申立て		書面による申立て	電子申立て
		債務名義等の添付省略	
執行文付与の申立て	債務名義に係る事件が旧法適用事件	書面による申立て	
	債務名義に係る事件が新法適用事件	特例執行文付与申立事件	電子申立て

当事者間秘匿の申立て



当事者間秘匿の申立てについても、弁護士等の訴訟代理人は、原則として、mintsを利用して電子申立て等をしなければならない。

訴えの提起とともにする場合

新規申立てフォームの「添付書類」から提出してください。

訴訟係属中に行う場合

事件情報のファイルアップロード「関連事件の申立て」から提出してください。



他方で、当事者間秘匿の申立ての際に届け出なければならない秘匿事項（秘匿対象者の住所等又は氏名等）記載書面については、書面（紙媒体）で提出しなければならない、また、裁判所に提出された後も、書面（紙媒体）で保管されることになる。



秘匿事項届出書面や秘匿情報が記載された準備書面等を間違っmintsにアップロードしてしまった場合の対応

仮に相手方当事者がmintsの事件情報に関連付いている場合に、秘匿事項届出書面や秘匿情報が記載された準備書面等をmintsにアップロードしてしまうと、その時点で、当該相手方当事者からも閲覧可能な状況になってしまうため、より一層の注意が必要である。

間違っアップロードしてしまった場合には、電磁的記録からの消去措置（改正民訴規則33条の5第2項）の対象となることから、速やかに、担当部の書記官に対して連絡し、消去を申し出ることが重要である。

1 1 その他留意事項等



* 各種申立て等とmintsによるデータの提出場所との対応関係

提出場所や申立て種別の誤りにより、申立て等が不適法なものになるわけではありませんが、裁判所の確認等に時間を要し、速やかな対応ができないこともありますので、次の提出場所をよく確認して提出してください。

各種申立て等の種類	提出場所	
訴えの提起・独立当事者参加の申立て	新規申立てフォーム	申立種別：訴えの提起
	訴え提起と同時に、秘匿決定の申立て、訴訟救助の申立て、特別代理人選任の申立て、公示送達の手続きの申立てなどを行う場合には、上記フォーム上の「添付書類」に、各申立書をアップロードする。	
訴訟救助の申立て	記録一覧のアップロード画面	ファイル種別：関連事件の申立て
答弁書・準備書面の提出	記録一覧のアップロード画面	ファイル種別：主張
移送の申立て	記録一覧のアップロード画面	ファイル種別：関連事件の申立て
(電子) 証拠説明書	記録一覧のアップロード画面	ファイル種別：証拠説明書
書証・電磁的記録・尋問（尋問事項書も含む。）・鑑定・検証・調査嘱託・文書送付嘱託の申出	記録一覧のアップロード画面	ファイル種別：証拠
文書提出命令の申立て	記録一覧のアップロード画面	ファイル種別：関連事件の申立て
訴えの変更申立て	記録一覧のアップロード画面	ファイル種別：主張
反訴の提起	新規申立てフォーム	申立種別：その他
期日指定・期日変更の申立て	記録一覧のアップロード画面	ファイル種別：その他
訴訟告知書	記録一覧のアップロード画面	ファイル種別：主張
補助参加の申立て	新規申立てフォーム	申立種別：その他
閲覧等制限・当事者間秘匿の申立て（訴訟係属中）	記録一覧のアップロード画面	ファイル種別：関連事件の申立て
取下書	記録一覧のアップロード画面	ファイル種別：その他
執行文付与の申立て（確定後）	新規申立てフォーム	申立種別：その他
控訴の提起	新規申立てフォーム	申立種別：控訴
抗告の提起	新規申立てフォーム	申立種別：その他
上告・上告受理の申立て	新規申立てフォーム	申立種別：上告・上告受理
訴え提起前の証拠収集処分、証拠保全、和解の申立て	新規申立てフォーム	申立種別：その他

* 旧法適用事件と新法適用事件の区別に関する留意事項

旧法適用事件と新法適用事件の区別



改正民訴法が適用される新法適用事件は、次のとおりである。

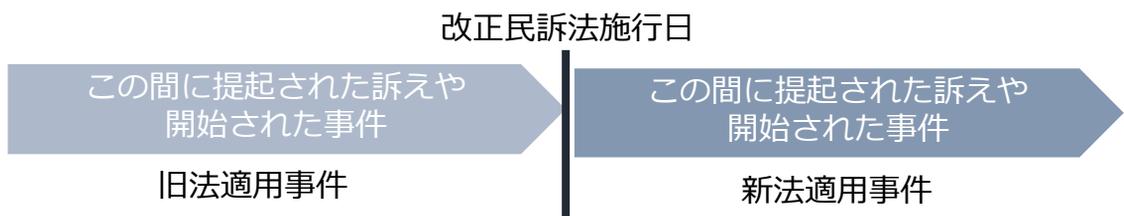
- ① 訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるもの
- ② 施行日以後に開始される民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）
例）訴え提起前の証拠収集処分・証拠保全・和解、支払督促等



旧法適用事件は、次のとおりである。

- ① 訴えに係る事件であって施行日前に提起されたもの
- ② 施行日前に開始された民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く。）

訴えの提起・事件の開始（申立て）の日で区別



施行日前に申立てがあり、施行日以後に訴えの提起があったとみなされる場合（現実の訴えの提起がない場合）、当該訴えは旧法適用事件になる。

例えば、改正民訴法の施行前である令和8年2月に支払督促の申立てをし、その後、同年9月頃に支払督促が発付され、相手方から適法な督促異議申立てがあった場合、訴えの提起があったものとみなされる（民訴法395条）が、この場合には、旧法適用事件になる。



施行日前に申立てがあり、施行日以後に現実の訴えの提起があった場合、法令の定め等により訴えの提起の事件が遡及するときであっても、新法適用事件になる。

例えば、改正民訴法の施行前である令和8年2月に民事調停の申立てをしたところ、同法施行後の同年9月に調停が不成立となり、その時から2週間以内に調停の目的となった請求について訴えを提起した場合、調停の申立ての時に、その訴えの提起があったものとみなされる（民事調停法19条）が、**現実の訴えの提起が施行日以後にされていることから**、新法適用事件になる。

* 旧法適用事件と新法適用事件の区別に関する留意事項



施行日前に訴えの提起があり、その後、施行日以後に反訴の提起や独立当事者参加があった場合であっても、全体が旧法適用事件になる。



反訴の提起や独立当事者参加の申立ての方式について



反訴の提起や独立当事者参加の申立ての手数料について

工事中（R8.2頃リリース予定）



施行日前に訴えの提起があり、その後、施行日以後に提起された訴えに係る弁論の併合について



固有必要的共同訴訟について



通常共同訴訟について



改正法施行前に係属した事件に適用される改正民訴法の定め例

- ・ 和解調書に関する閲覧等の規定（91条2項）
- ・ 提出期間経過後に準備書面等を提出した場合の説明義務の規定（162条2項）
- ・ ウェブ尋問の定め（204条）、簡裁ウェブ尋問の定め（277条の2）
- ・ 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ（231条の2） 等

※ただし、記録媒体による提出に限る。

*デジタル化される手続の概要

遅くとも令和8年5月～
改正民訴法全面施行時にデジタル化される主要な手続

民事・行政訴訟事件（控訴・上告等も含む）

督促事件

手形・小切手事件

少額訴訟事件

再審事件

人身保護事件

民事雑事件

※・移送の申立て

・除斥又は忌避の申立て

・訴訟救助の申立て

・閲覧等制限・秘匿の申立て

・文書提出命令の申立て

・証拠保全の申立て 等

遅くとも令和10年6月～にデジタル化される主要な手続

民事保全事件

破産・再生・更生事件

非訟事件

発信者情報開示命令事件

労働審判事件

不動産・債権・動産等の
強制執行・担保権実行事件

調停事件

仲裁関係事件

DV保護命令申立て事件

等

* mintsに障害が生じた場合の対応

工事中（R8.2頃リリース予定）